

（基本事項）

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、大台町会計規則（平成 27 年大台町規則第 36 号）第 169 条の規定により公告します。

なお、基本事項については本公告に記載していますが、個別事項については別表に記載していますので注意して下さい。

令和 5 年 4 月 17 日

大台町長 大森 正信

1 入札に付する工事概要

（1）工事概要等

工事番号及び工事名、工事場所、工事概要、工期、予定価格、参加資格に関する事項については、「公告（別表）」（以下「別表」という。）に記載しています。

2 入札方式等に関する事項

（1）施工体制確認型総合評価方式

本工事は、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価し、大台町総合評価方式実施要領（令和 4 年大台町告示第 90 号）の規定に基づき、品質確保のための施工体制、その他の施工体制の確保について審査を行い、落札者を決定する簡易型（除算方式）の施工体制確認型総合評価方式の工事です。

（2）低入札価格調査対象工事

本工事は、低入札価格調査の対象工事となります。制度の運用は、大台町低入札価格調査実施要領（令和 4 年大台町告示第 114 号）により行います。

（3）予定価格の事前公表

予定価格は事前公表とし、消費税及び地方消費税を含んだ額を示します。

3 競争参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、申請書の提出日から落札決定日までの期間中、別表及び次に掲げる条件をすべて満たしている者としします。なお、別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、その全ての構成員が、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としします。ただし、代表者のみを条件としている項目は除きます。

（1）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下「法」という。）第 3 条の規定による別表で指定する建設業の許可を受けた者であること。

（2）法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。

（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（4）大台町建設工事に係る一般（指名）競争入札参加資格者名簿に別表で指定する業種

（基本事項）

で登録されている者であること。

- （５）大台町建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成 19 年大台町告示第 232 号）（以下「要領」という。）による、資格（指名）停止を受けている期間中でないこと、かつ、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

- （６）別表「地域要件」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。経営事項審査結果の総合評定値等が記載されている場合、経営事項審査結果の総合評定値に係る審査基準日は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの期間内であるものとします。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、国土交通省通知の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあつては当該通知に定める合併等の期日のものとします。

- （７）別表「企業要件」の「同種工事の施工実績」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。

- （８）本工事に、法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による主任技術者又は監理技術者であつて、次の基準を満たす者を配置できる状況にあること。

ア 三重県公共工事共通仕様書 1－1－1－43 の規定による主任技術者又は監理技術者であること。

イ 別表「技術要件」の「配置予定技術者」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

エ 本件の競争参加確認申請書の受付最終日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

- （９）当該工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。具体的には次の各号に該当する者とします。ただし、別表「設計業務受託者」欄に記載が無い場合は条件としません。

ア 本工事の設計業務の受託者

別表に記載しています。

イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

① アに掲げる受託者の発行済株式総数の 50%を越える株式を保有し、又はその出資の総額の 50%を越える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- （10）施工体制確認型総合評価方式で実施するため、次に掲げる条件を全て満たしている者としてします。

ア 技術資料届出書及び別表で指定する全ての技術資料を提出していること。

イ 配置予定技術者の工事实績等「技術者の能力」についての評価項目を設定してい

（基本事項）

るときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

4 施工体制確認型総合評価方式に関する事項

（１）施工体制確認型総合評価方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価方式は、標準点（設計図書に基づく仕様で、評価点を加算する前の状態）に加算点（入札参加者の要件及び提案内容に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\}$$

ただし、大台町低入札価格調査実施要領第３条により算定した額（以下「調査基準価格」といいます。）を下回る入札（以下「低入札」といいます。）を行った入札参加者（以下「低入札者」といいます。）で、入札時、ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書を提出した者には、大台町総合評価方式実施要領第２条に定める施工体制確認審査を行います。施工体制審査の結果、大台町施工体制確認審査マニュアル（以下「施工体制審査マニュアル」といいます。）４（４）に該当する者は失格とします。

なお、施工体制審査確認意向確認書を提出していない場合は、次の算出式により評価値を補正します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\} \times \{\text{入札価格} \div \text{調査基準価格}\}$$

（２）制度運用

施工体制確認型総合評価方式の運用にあたっては、三重県総合評価方式の運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を準用します。

（３）入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は別紙「簡易総合評価方式評価項目一覧」によりします。

（４）評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者であって、（１）の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格／１．１０の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格／１．１０で除した数値を下回っていないこと。

（５）（４）において、落札者となるべき評価値の最も高い者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

（６）提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。（別表で対策あり型を指定している場合に適用します。）

（７）落札者の提案内容（性能等）については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

（８）施工体制確認審査のための施工体制確認資料（以下「施工体制確認資料」といいます。）

（基本事項）

- す。）に記載された事項については、監督・検査により履行の確認を行います。
- （９）技術資料に記載された事項について、受注者の責による提案内容（性能等）の不履行が確定された場合には、再度の施工等を求めますが、再度の施工等が困難あるいは合理的でない場合には、要領に基づく対象とし、適切な処置をとるものとします。
- （１０）技術資料の受領後の差し替え又は追加は認めません。ただし、大台町長が必要と判断した場合には、追加資料を求めることがあります。
- （１１）施工体制確認資料の受領後の差替又は追加は認めません。
- （１２）提出された技術資料及びこれに付随する資料は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外は、無断で他の資料として使用しません。
- （１３）次に該当する技術資料は加点対象としません。
- ア 提案内容が不明なもの
 - イ 著しく具体性を欠くもの
 - ウ 施工の確実性又は安全性を欠くもの
 - エ 別紙「技術資料作成上の留意事項」の条件が守られていないもの

５ 入札手続等

（１）設計図面並びに仕様書の閲覧等

設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧に供します。

- ①閲覧期間 公告の日から入札日（開札日）の前日までとします。
- ②閲覧場所 大台町ホームページで公開します。
ホーム⇒行政情報⇒入札・契約⇒一般競争入札の公告

（２）質問事項等（設計図書等）

設計図書等に関する質問がある場合は、次のとおり書面（様式第６号）により受け付けます。なお、電話・口頭など個別には受け付けません。

ア 質問の提出

- ①提出期限 公告の日より別表に掲げる日までとします。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）時間は８時３０分から１７時までとします。
- ②提出場所 末尾記載の担当課
- ③提出方法 書面は持参又はＦＡＸによるものとします。ＦＡＸの場合は、送信した旨の連絡をお願いします。

イ 質問に対する回答

- ①回答方法 大台町ホームページにおいて、閲覧に供することにより回答します。
ホーム⇒行政情報⇒入札・契約⇒一般競争入札の公告
- ②回答期限 原則として受付けた日を含め３日以内に回答します。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

（３）質問事項等（技術資料）

技術資料に関する質問がある場合は、次のとおり書面（様式第６－１号）により受け付けます。なお、電話・口頭など個別には受け付けません。

ア 質問の提出

（基本事項）

- ①提出期限 公告の日より別表に掲げる日までとします。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）時間は８時３０分から１７時までとします。
- ②提出場所 末尾記載の担当課
- ③提出方法 書面は持参又はFAXによるものとします。FAXの場合は、送信した旨の連絡をお願いします。

イ 質問に対する回答

- ①回答方法 大台町ホームページにおいて、閲覧に供することにより回答します。
ホーム⇒行政情報⇒入札・契約⇒一般競争入札の公告
- ②回答期限 原則として受付けた日を含め３日以内に回答します。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

（４）競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

また、特定建設工事共同企業体での入札参加希望者は、別紙「特定建設共同企業体での参加について」により別途、申込が必要となります。

期限までに申請書及び資料を提出しない者又はおって競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

ア 参加申請時に提出する書類

下記の書類を別表に記載する日の 17 時までに提出してください。提出の方法は持参又は郵送とします。

- ① 競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ② 技術資料届出書並びに技術資料（様式 1、2、3、4、5）及びこれに付随する資料（以下「技術資料」といいます。）を提出してください。

イ 入札時に提出する書類

下記書類を入札書の投函と同時に提出してください。

- ① 工事費内訳書（見積書）
詳細は、下記（10）を参照してください。
- ② 施工体制審査意向確認書
開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書（様式 4）を提出してください。

ウ 落札候補者となった場合に提出する書類

以下の書類を入札会当日の 17 時までに総務課に提出してください。提出の方法は持参によるもののみとします。期限までに提出のない場合は、無効として取り扱います。なお、事後審査の結果、資格の要件を満たさないことから落札候補者が無効となり、次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、大台町が指定する日時までとします。

なお、別表によって、同種工事及び配置予定技術者の施工経験等を条件としていない場合は提出の必要はありません。

- ① 同種工事の施工実績（様式第 3 号）

（基本事項）

② 配置予定の主任技術者等の資格・工事経歴（様式第4号）

（5）競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査とし、確認する項目は次のとおりとします。ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。

ア 事前条件審査項目

入札参加希望者の建設業許可業種・経審点数・地域要件等の基本項目、及び3（10）に係る事項

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格に関する全ての項目

（6）参加資格確認結果通知

競争入札参加資格の確認結果は、原則として別表に掲げる日に通知（発送）します。

（7）競争参加資格確認申請にかかる注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は返却しません。

ウ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

エ 競争参加資格の確認は提出書類により行いますので、不足や誤りがないよう十分注意してください。参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、大台町が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

（8）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間 競争参加資格がないと認められた通知を受領した日から別表に掲げる日までとします。

イ 提出場所 末尾記載の担当課

ウ 提出方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参又は郵送によるものとします。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、受付けた日を含め5日以内に書面により回答します。

（9）入札方法

ア 入札執行回数は、1回を限度とします。

イ 入札書は、所定の様式を使用してください。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

（基本事項）

エ 入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され使用印鑑届で届出している印鑑の押印のある入札書により入札する場合には委任状を必要としません。

オ 入札書を入れる封筒の例は次のとおりとします。但し同様の内容であれば詳細については問いません。

大台町長 様	
工事名 工事場所	
入札書在中	
年 月 日	住所 会社名 代表者
※押印不要	

※裏面は入札参加資格申請の使用印鑑届で届出た印鑑にて封印してください。

（10）見積書の提出

ア 入札の際に見積書（仕様書における工事内訳書をいう。）の提出を求めます。なお、見積書の提示が無い場合は当該入札に参加できません。

イ 提出された見積書は返却しません。

ウ 見積書の作成例は次のとおりとします。

- ① 表紙…仕様書の表紙（工事名記入のもの）
工事内訳書…見積額の根拠となる大項目のもの
上記2種類を順番に綴じてください。

- ② 表紙等の欄外に社名を記載してください。

エ 見積書を提出しない者、見積書に社名記入の無い者の入札は無効とし、また提出した見積書の不明な点を説明しない者は失格とします。

オ 提出された見積書については契約上の権利及び義務を生じるものではありません。

カ 見積書は入札に際し入札書に記載される金額に対応したものを求めることとし、提出された見積書が次の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第176条第6号の規定に基づき無効とします。

- ① 見積書を提出しないもの
- ② 見積書に社名及び代表者名の記載の無いもの
- ③ 代表者印の押印の無いもの
- ④ 見積書の金額と入札額が一致していないもの
- ⑤ 一括値引き及び減額の項目が計上されているもの
ただし端数調整のための千円以下の処理については一括値引き及び減額として扱いません。
- ⑥ 記載すべき項目がかけているもの。
- ⑦ その他不備があるもの。

（基本事項）

（11）入札（開札）の日時及び場所

別表に記載しています。

（12）施工体制確認審査

開札時に、低入札者が施工体制審査意向確認書を提出している場合は入札を保留し、低入札者に対して施工体制確認審査を行います。

ア 低入札者への連絡

入札（開札）場所において、開札後速やかに、当該入札を保留すること及び施工体制審査意向確認書を提出している低入札者へは、施工体制審査マニュアルで定めた施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を行います。

イ 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を受けた低入札者は、開札日の翌日（ただし、大台町の休日を定める条例（平成 18 年大台町条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）午後 5 時までに、施工体制確認資料を紙により提出してください。

ウ 基礎要件の審査

施工体制審査マニュアル別紙 3「施工体制確認に係る審査基礎要件」（以下「審査基礎要件」といいます。）の（1）、（2）のいずれかを満足していない場合又は審査基礎要件の（3）、（4）のいずれかに該当する場合は、施工体制が確保されると認められないため、確認審査及びヒアリングは実施せず、書面によりその旨を通知します。なお、この場合その者は失格とします。

エ 施工体制確認のためのヒアリング

提出された施工体制確認資料を基にヒアリングを行います。ヒアリングの実施日等については、後日通知します。ヒアリングの出席者は、当該工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者等を含め 3 名以内とします。

オ 施工体制確認資料を提出しない等、施工体制審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 その他

（1）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

大台町会計規則（平成 27 年大台町規則第 36 号）（以下「会計規則」といいます。）第 171 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、調査基準価格を下回る額での契約の場合は契約金額の 100 分の 30 以上とします。

なお、会計規則第 195 条第 2 項により以下を持って、契約保証金の納付に代えることができます。

- ① 政府の保証のある債券
- ② 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
- ③ 町長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券

（基本事項）

- ④ 町長が確実と認める金融機関等の保証又は保証事業会社の保証
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、町長が確実と認める債権（２）入札の無効

（２）入札の無効及び失格の要件

ア 無効要件

- ① 入札に参加する資格がない者が参加したとき。
- ② 同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
- ③ 入札者又は他の者が他人の入札の代理をしたとき。
- ④ 入札に対して談合等の不正行為があったとき。
- ⑤ 入札保証金の額が会計規則第 170 条第 1 項に規定する額に満たないとき。
- ⑥ 定刻までに入札書を提出しないとき。
- ⑦ 入札書の金額を訂正した入札をしたとき。
- ⑧ 記名、押印を欠く入札又は誤字脱字等により意思表示が不明な入札したとき。
- ⑨ その他契約担当者が予め指示した事項及び入札条件に違反したとき。

イ 失格要件

- ①適正な入札の執行を妨げたとき。

（３）落札者の決定

ア ４（４）及び（５）の評価方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高いものを落札者とする場合があります。

イ 落札者を決定したときは、落札業者のみ文書を持って通知します。

ウ 大台町建設工事等の談合情報対応マニュアル第 1 の 1（２）エに該当する場合で入札の結果、談合情報どおりとなった場合は、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

エ 大台町低入札価格調査実施要領第 3 条で定める調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留し、落札者は後日、大台町低入札価格調査実施要領に基づく調査後に決定するものとします。

（４）担当技術者の追加配置

ア 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の主任技術者又は監理技術者のほかに、低入札価格調査資料提出時（ただし、施工体制確認資料を提出するときは、「低入札価格調査資料提出時」を「施工体制確認資料提出時」に読み替えるものとします。）に専任の担当技術者（以下「専任の担当技術者」といいます。）

1 名を追加して定め、契約時に専任で配置しなければなりません。

ただし、工場製作期間がある場合は現地で施工する期間に配置するものとします。

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たしていることとします。

- ① 低入札価格調査資料提出時において三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。
- ② 低入札価格調査資料提出時において別表技術要件欄に定める競争参加資格要件のうち、主任技術者等に係る資格及び施工実績を有していること。

（基本事項）

③ 低入札価格調査資料提出時において直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

④ 低入札価格調査資料提出時に配置できる状況にあること。

⑤ 工場製作期間があり現場が工場から現地に移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

イ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとします。

ウ 低入札価格調査資料提出時以降における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱と同様とします。

（5）技術者の配置

調査基準価格に満たない額で契約するときは、本工事に配置する主任技術者又は監理技術者と現場代理人との兼務はできません。

（6）落札の失効

落札者が落札の決定を受けた日から5日以内（別に指定する場合は指定された日まで）に契約書（大台町議会の議決を要する工事にあつては、仮契約書）を提出しないときは、会計規則第192条第2号の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

（7）議会議決案件

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年大台町条例第46号）に基づく大台町議会の議決を要する工事にあつては、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、大台町議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

（8）契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、落札決定を取り消すことができるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は要領に基づく資格（指名）停止を受けた場合又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けた場合は、落札決定を取り消すことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は本契約の締結を保留します。

ア 要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

イ 要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき

ウ 要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

（9）支払条件

ア 前金払の割合

契約金額の10分の4以内とします。ただし、契約金額が消費税及び地方消費税を含む額が100万円以上の契約を対象とします。

また、前述の前払金以外に下記に掲げる一定の要件を満たせば中間前払金として、

（基本事項）

前払金に追加して契約金額の2割を超えない範囲の額を支払う前払金の制度があります。

- ① 工期の2分の1を経過していること
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること

イ 部分払いの割合及び回数

工事又は製造その他の請負契約について既済部分の代価の10分の9の範囲内において部分払いをすることができます。ただし、前金払を受けている場合は、既済部分の率に対応する当該前金払の金額を前述の部分払の金額から差し引くものとします。2回目以降についてもその都度前述のとおり考え方により部分払の金額を算出します。また、回数は次のとおりです。特に必要ある場合は回数を増減することができます。

100万円以上500万円未満 1回

500万円以上1,000万円未満 2回以内

1,000万円以上2,000万円未満 3回以内

2,000万円以上5,000万円未満 4回以内

5,000万円以上ものについては契約金額を1,000万円で除して得た整数部分の回数以内

(10) 変更契約

契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(11) 工事实態調査

大台町低入札価格調査マニュアルに規定する「重点調査」又は「重点調査（施工体制確認資料提出なし）」を経て契約した場合は、工事实態調査に協力しなければなりません。

なお、工事实態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(12) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないと判断した場合は、入札を中止することがあります。

(13) 使用言語及び通貨

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(14) その他

ア 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、要領により、資格（指名）停止を行います。

イ 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

(基本事項)

【施工体制確認型（簡易型）総合評価方式（除算方式）施行案件適用】

問合せ先（担当課）

〒519-2404

多気郡大台町佐原 750 番地

大台町 総務課 総務係

TEL：0598-82-3781 FAX：0598-82-1618